

## あきる野市地域公共交通協議会運賃協議分科会設置要領（案）

## （目的）

第 1 条 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号。以下「法」という。）第 9 条第 4 項に規定する運賃等について協議するため、あきる野市地域公共交通協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第 12 条の規定に基づき、あきる野市地域公共交通協議会運賃協議分科会（以下「運賃協議分科会」という。）を設置する。

## （協議事項）

第 2 条 運賃協議分科会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- （1）法第 9 条第 4 項に規定する運賃等に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、運賃協議分科会が必要と認めること。

## （組織）

第 3 条 運賃協議分科会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）要綱第 3 条第 2 項第 10 号に規定する者
- （2）運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- （3）要綱第 3 条第 2 項第 8 号に規定する者
- （4）要綱第 3 条第 2 項第 2 号に規定する者

## （分科会長）

第 4 条 運賃協議分科会に分科会長を置き、分科会長は第 3 条第 1 号に定める委員をもって充てる。

2 分科会長は、会務を総理し、運賃協議分科会を代表する。

## （会議）

第 5 条 運賃協議分科会の会議は、法第 9 条第 4 項の規定に基づき、当該一般乗合旅客自動車運送事業者の運賃等に係る協議ごとに招集し、分科会長が会議の議長を務める。

2 運賃協議分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 運賃協議分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、代理人を出席させることができる。

5 分科会長は、運賃協議分科会の協議結果について、協議会に報告する。

## （報酬）

第 6 条 運賃協議分科会は無報酬とする。

## （庶務）

第 7 条 運賃協議分科会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

## （委任）

第 8 条 この要領に定めるもののほか、運賃協議分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和 6 年 月 日から施行する。